

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住民基本台帳法の改正に伴う成人健康診査受診者に係る仮住民票情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

件名 住民基本台帳法の改正に伴う成人健康診査受診者に係る仮住民票情報の

目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	健康推進課
登録業務の名称	仮住民票	登録業務の名称	成人健康診査
登録業務の目的	外国人住民を外国人登録から住民基本台帳へ移行する際に、外国人住民に関する記録の正確性の確保と円滑な移行を図る。	登録業務の目的	成人健康診査の対象者管理
登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙、電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙、電磁的媒体
目的外利用を行う理由	住民基本台帳法の改正に伴う外国人登録制度の廃止(平成24年7月9日)後、住民基本台帳制度に移行されない成人健康診査受診者について、仮住民票データにより把握する必要があるため		
目的外利用を行う情報項目	【成人健康診査受診者(住民票に移行しない外国人住民)に係る情報項目】 ① 住民番号 ② カナ氏名 ③ 生年月日		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙、電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成24年7月2日から平成25年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		